令和5年度 埼玉県地域両立支援推進チーム会議 議事次第

日時:令和5年9月11日14:00~16:00

場所:埼玉労働局雇用保険説明会場

(オンライン併用)

1 埼玉労働局長挨拶

2 議題

- (1) 埼玉県の治療と仕事の両立支援に関する取組状況について
- (2) 埼玉県地域両立支援推進チームの取組について
- (3) 埼玉県地域両立支援推進チーム構成員の取組について
- (4) その他

く資料>

資料 1 埼玉県の治療と仕事の両立支援に関する取組状況

資料2 埼玉県地域両立支援推進チームの取組

資料3-1 埼玉産業保健総合支援センターの取組

資料3-2 埼玉県若年性認知症サポートセンターの取組

資料3-3 埼玉県保健医療部疾病対策課の取組

参考資料 1 埼玉県地域両立支援推進チームの取組に関する計画

参考資料2 埼玉県地域両立支援推進チーム規約

参考資料3 相談窓口リーフレット



》 『 『 『 『 『 問 局

資料1 埼玉県の治療と仕事の両立支援に関する取組状況

令和5年度「埼玉県地域両立支援推進チーム」会議 9月11日(月)14:00~16:00

埼玉県の治療と仕事の両立支援に関する取組状況

● 埼玉第14次労働災害防止計画で定めるアウトプット指標(事業場の安全衛生活動実施状況)を把握するため自主点検を実施

点検方法等

埼玉労働局が労働基準行政システムで把握する事業場情報から、12,015の事業場を無作為抽出した事業場あてハガキを3月31日に郵送し、ハガキに印字した二次元コードを読み取り、オンラインで4月10日までに報告する方式により実施した。

有効回答率

調査対象数: 12,015 調査不能数: 2,559

有効回答数:1,372 有効回答率:11.4%

点検内容

仕事の \ 両立支援

- 事業場概要(規模等)
- 労働災害発生状況
- ▶ 安全衛生活動実施状況(リスクアセスメントの実施状況を含む)



料金後納

埼玉労働局 均玉県さいたま市中央区新都心11-2 ランドアクシスタワー15階 平素より労働安全衛生行政の推進にご理解ご協力を

近年、労働者の高齢化を背景として、仕事中のケガ (労働災害)の増加や健康状態の悪化、過重労働や ストレスを記切とするメンダルヘルスに関する問題

などが整理と名っております。 つき生しては、下記一次スコード又はURLから つき生しては、下記一次スコード又はURLから フラセスし、資事業者の安全衛生活動の取組状況に 関づっていたださますようる面にします。 なお、本体検集単は次の用途に活用します。 が実際なお業を鑑賞することもに、効果的な行改 手近の検討を実施 事業単が特定されない形で集計結果、分析結果等

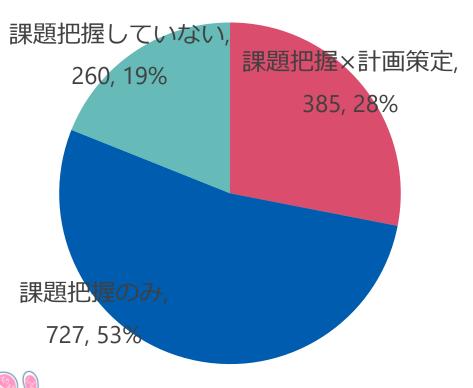
https://forms.gle/Em3h7Fr4JuKTFRkd8 担当:埼玉労働局労働基準部健康安全課 吉野

隠り、厚く御礼申し上げます。

設問

健康課題を把握し、これを踏まえた具体的 な推進計画の策定を行っていますか。

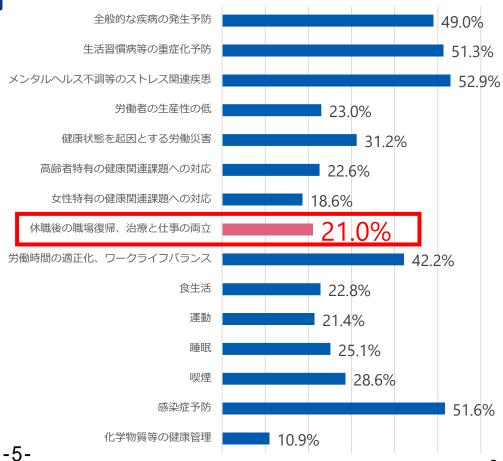
n = 1372



設問

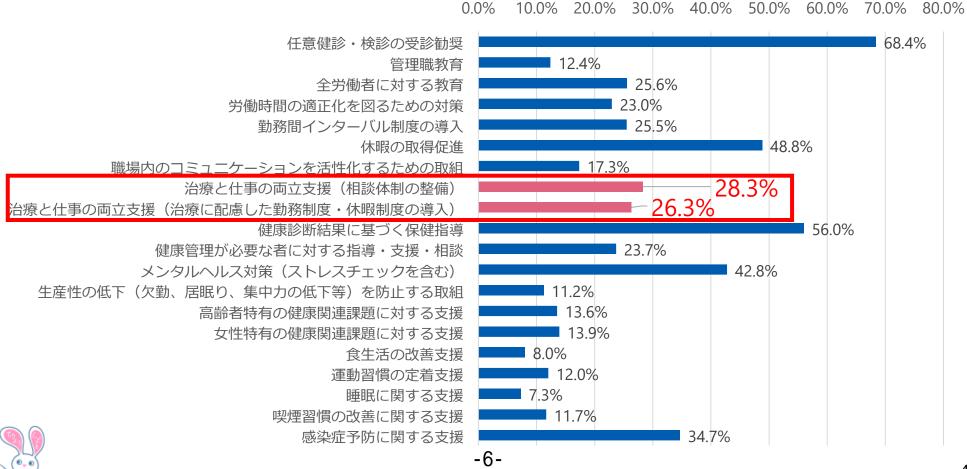
貴事業場で把握している健康課題の内容を 教えてください(複数選択可) n=1112

0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0%



設問

貴事業場において、健康保持増進対策として取り組んでいるものを教えてください。 (複数選択 可) n=1372



資料 2 埼玉県地域両立支援推進チームの取組

令和5年度「埼玉県地域両立支援推進チーム」会議 9月11日(月)14:00~16:00

※資料中、チーム構成員名称は次のとおり略している

連合:日本労働組合総連合会 経協:埼玉県経営者協会 医社:埼玉県医療社会事業協会

県が:埼玉県立がんセンター 県医:埼玉県医師会 産力:日本産業カウンセラー協会北関東支部

若サ:埼玉県若年性認知症サポートセンター 県社:埼玉県社会保険労務士会 産保:埼玉産業保健支援センター

キャ:日本キャリア開発協会 県疾:埼玉県保健医療部疾病対策課 県多:埼玉県産業労働部多様な働き方推進課

司 :埼玉労働局 <mark>-7-</mark> Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

T-40-1	=1		A# 07+
取組事項	計画記載事項	実施事項(実施者)	今後の予定
(1)各種 支援施策の 周知媒体の 作成・連携 体制の構築	 (1) 推進チームの各構成員が実施する各種支援施策をとりまとめた「治療と仕事の両立支援のための相談窓口」のリーフレット・ポスターを随時更新する。 (2) 推進チームの取組の発信力を強化するため、情報の一元化を図り、埼玉産業保健総合支援センターのホームページ内に両立支援推進チームの特設ページを作成する。構成員は同特設ページのリンクを設定する。 (3) 相談を受けた構成員が相談内容を踏まえて、他の支援機関に適切につなぐことができるよう相談窓口の担当者連絡先一覧を整備するなど、相談者の利便性向上につながる支援機関の連携策を検討し、支援機関の連携を強化する。 	 1 相談窓口をまとめたリーフレットを作成した(相談機関をもつ構成員)。同リーフレットを周知した。(医社、県社、県医、局) ② 埼玉産業保健総合支援センターのHPに両立支援のページを作成し掲載した。チーム構成員のHPに同ページのリンクを掲載した。(局、経協、県多) 3 相談窓口の担当者連絡先一覧を整備した(事務局とりまとめ)。相談窓口での相談対応を実施するとともに、同窓口の周知を行った(相談機関をもつ構成員)。 	 リーフレットの随時 更新を行う チーム構成員が実施 する取組をチーム構 成員のであるである。 相談者の利便性向上 につながる支援機関 の連携策を検討し、 支援機関の連携を強 化
(2)好事例の収集	 構成員が支援に携わった企業・団体の中で好事例があれば、当事者の了承を得た上で構成員に共有する。 原則、報告した構成員が取材の内諾を得て、取材日程等の調整を行う。 構成員に対し参加希望者を募り、訪問取材を行う。 事務局のとりまとめで好事例集を作成する。 「治療と仕事の両立支援ナビ」ポータルサイトへの掲載依頼を行うとともに、上記(1)の各種支援施策の一つとして発信する。 	①~③ 本田技研工業株式会社寄居工場の現場視察を実施した。(局、県疾) ⑤ 事例掲載を依頼した。現在、厚生労働省本省において掲載準備中。	①~③ 毎年1件以上の現場視察を実施し、好事例を収集 ④ これまでチームで収集した好事例をまとめた好事例集を作成(事務局)
台療と		-8-	_

取組事項	計画記載事項	実施事項(実施者)	今後の予定
(3) セミナー・イベントの開催	 各構成員が開催する両立支援を主題としない既存セミナー・イベントを活用しリーフレットを配布する等により周知する。 各構成員が開催する両立支援を主題とする既存セミナー・イベントについて、推進チームの取組を強力に発信するため、推進チーム主催としてのセミナー・イベントの開催を検討する。 上記の各種セミナー・イベントを通じ、労働者(患者)向けの各種支援施策に加え、事業者向けの両立ガイドライン、病気休暇制度の普及、上記(2)で作成する好事例の周知を図る。 	 ① ・メンタルヘルスセミナー(連合) ・産業医研修会(県医) ・各種講演会(県が) ・企業向け若年性認知症セミナー(県若) ・自立支援ネットワーク研修(県若) ・埼玉県労働セミナー(健康経営埼玉推進協議会主催) ・安全衛生大会(各事業者団体主催)で両立支援の取組を周知した。 ② ・がん治療と仕事の両立支援スキルアップセミナー(産力の本部) ・両立支援コーディネーター事例検討会(産保)で両立支援の取組を周知した。 ③ 上記の各種セミナー・イベントを通じ、労働者(患者)向けの各種支援施策に加え、事業者向けの両立ガイドライン、病気休暇制度の普及に関する周知を実施した。 	 同左 推進チーム主催としてのセミナー・イベントの開催を検討する 上記(2)で作成する好事例集を各種セミナー・イベントで周知する
(4)健康 経営施策と の連携	 埼玉県内の各種健康経営認定制度と 両立支援の連携など、埼玉県内の各 種健康経営施策との連携を検討する。 健康経営施策と連携することにより、 健康経営の推進と合わせて両立支援 の推進を図る。 	 埼玉県及び全国健康保険協会埼玉支部の健康経営認定等に係る基準について、治療と仕事の両立支援に関する条件を追加した。(局) ・変更した基準のもと、健康経営を推進した(健康経営埼玉推進協議会)。・産保の両立支援リーフレット8,000部を全国健康保険協会埼玉支部を通じて配布した。 - 9- 	健康経営施策との更なる連携を検討し、両立支援を推進する

取組事項	計画記載事項	実施事項(実施者)	今後の予定
(5) その 他の取組	_	 個別支援を通じあらゆる機関と連携(若サ) 埼玉県疾病対策課が実施する「がん検診受信促進宣言事業所登録制度」について県と協定する企業を通じてチラシを配布した(県疾)。 	_



両立支援に関する取組について

令和5年9月11日

独立行政法人労働者健康安全機構埼玉産業保健総合支援センター

「両立支援推進チーム」の取組について



-12-

「両立支援推進チーム」の取組について

両立支援推進チーム特設ページ (最新版)

両立支援相談窓口のご案内∈

治療と仕事の両立支援を推進するため、県内のが人診療連携拠点病院等に、埼玉産業保健総合支援センターの両立支援コーディネーター(両立支援促進員、保健師等)を派遣する相談窓口の開設を進めています。https://www.johas.go.jp/ryoritsumodel/tabid/1015/Default.aspx。

病院名↩	電話番号€	φZ
郷協医科大学埼玉医療センター# 越谷市南越谷 2-1-50#	048-965-1111∉	ą2
戸田中央病院← 戸田市本町1-19-34	048-442-1111∉	φZ

※窓口の開設を希望する医療機関の方は、埼玉産業保健総合支援センターまでご連絡を規範いします。↩

全国の両立支援相談窓口開設病院

https://www.ryoritsushien.johas.go.jp/map.html 🔑

+

埼玉県地域両立支援推進チーム(埼玉労働局)。

https://jsite.mhlwgo.jp/saitama--

roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/chiryou_syokugyou_ryouritu.html↔

埼玉県内の実情に応じた両立支援を効果的に進めるため、使用者団体や労働者団体のほか、医療機関、 県の関係部局等の様々な両立支援の関係者が参集し、チームを設置したものです。₩

埼玉県地域両立支援推進チームリーフレット(埼玉労働局)↔

治療と仕事の両立支援について(埼玉労働局)↩

https://jsite.mhlwgo.jp/saitama-

roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/chiryou_syokugyou_ryouritu.html⊕

相談支援機関(埼玉県地域両立支援推進チーム)4

相談窓口名称↩	担当者所属₹	電話番号↔
埼玉労働局総合労働相談コーナー	ATAMPED B	040.000
https://jsite.mhlw.go.jp/saitama- roudoulkyoku/roudoukyoku/kanren_shisetsu/soudar.html ^{ej}	埼玉労働局雇用・環 境均等室₽	6262¢
42		

仕事と生活の両立支援相談窓口や https://www.pref.saitama.lg.jp/a0815/rodo/seikatsu=ryouritsu/index.htmlや がんワンストップ相談や https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/gantaisaku/gantiryoutosigotonoryouritusien.htmlや	埼玉県産業労働部 多様な働き方推進 課。 埼玉県保健医療部 疾病対策課。	048-830- 4515↔ 048-830- 3651↔
がん相談支援センタージ	埼玉県立がんセンタ 一患者サポートセン ター□	048-722- 1111 <i>←</i>
埼玉産業保健総合支援センター相談窓口↔ https://www.saitamas.johas.go.jp/consultation/consultation05.html↔	埼玉産業保健総合 支援センタージ	048-829- 2661 <i>⇔</i>
埼玉県社会保験労務士会総合労働相談所・ 「年金相談センター https://www.saitamakai.or.jp/soudan/sogo.html □	埼玉県社会保険労 務士会	048-826- 4860∘³
埼玉県若年性認知症サポートセンター。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/ninchisyosesaku/jakunen.html。	埼玉県・さいたま市 着年性認知症。 サポートセンター。	048-814- 1212⇔
日本産業カウンセラー協会北関東支部。 www.jica-kitakanto.uorg。	日本産業カウンセラ 一協会北関東支部□	048-823- 7801 <i>⇔</i>
両立支援キャリアカウンセリング https://www.jica-kitakantou.org	日本キャリア開発協 会。	03-6661- 6221 <i>⇔</i>

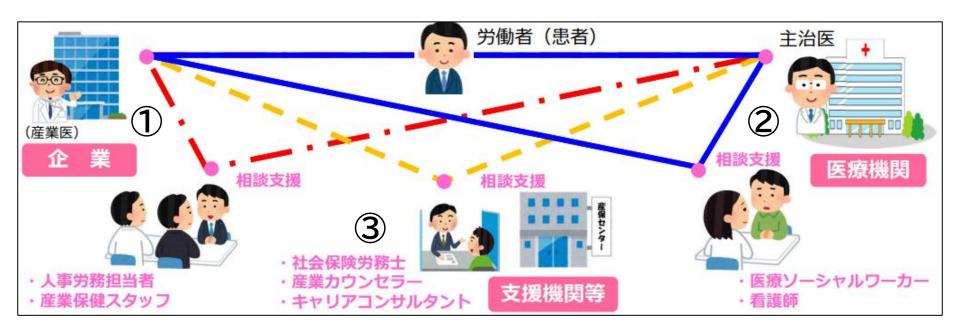
両立支援コーディネーター研修(労働者健康安全機構)↔

https://www.johas.go.jp/nyoritsumodel/tabid/2126/Default.aspx#

治療と仕事の両立支援に関する取組の報告

働き方改革実行計画(平成29年3月28日 働き方改革実現会議決定) 抜粋

- ・治療と仕事の両立に向けて、主治医、会社・産業医と、患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制を構築する。
- → 治療と仕事の両立が普通にできる社会を目指す



-14-

埼玉産業保健総合支援センターの取組報告

- ①事業場・産業医向けの取組み
- ②医療機関に対する取組み
- ③両立支援コーデネーターの養成

①事業場・産業医向けの取組み

両立支援促進員が事業場を訪問し、治療と仕事の両立を実現するための社内制度の整備(特別休暇制度、時間単位年次有給休暇等)、就業規則の見直し等を支援



事業場名			業 種		
and the latter of the latter					
事業内容			従業員数)
所在地	Ŧ				
	電話		FAX		
	部署名		氏名		
担当者	E-mail				
	職種	□ 産業医 □ 労務管理担当 □ その他(□ 保健師·看護師 □ 衛生管理者	□ 事業主 □ 従業員(患者)	
			等についてアドバイスします。		
1 管理監 2 事業場 4 事業場 6 両立支	内体制の整備 の勤務、休暇 援に係る情報	制度の整備	監督者や労働者等に対し、 3 事業場内規程等の 5 両立支援の進め	D整備	1
1 管理監 2 事業場 4 事業場 6 両立支 7 その他	内体制の整備 の勤務、休暇 援に係る情報 (具体的に:	制度の整備	監督者や労働者等に対し、 3 事業場内規程等 5 両立支援の進め)	D整備	ā
1 管理監 2 事業場 6 両のの で発セミナ ※ガイドライ 個別調整3	内体制の整備 の勤務、休暇 接に係る情報 (具体的に: トー ン等の普及・啓動	制度の整備 制度の整備 排提供 発を目的とした事業者等を対	監督者や労働者等に対し、 3 事業場内規程等 5 両立支援の進め) 最とするセミナーです。	D整備	a

①事業場・産業医向けの取組み

治療と仕事の両立に関する相談及び支援件数

<u>(単位:件)</u>

項目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 (4~7月)
相談	70	65	93	59	27
個別訪問支援	34	66	65	11	9
個別調整支援	9	1	1	0	0

治療としごとの両立支援リーフレット等の送付

令和5年5月30日	埼玉県内の労働者100名~300名の事業場 (大企業除く)	約1,000
令和5年7月27日	協会けんぽ埼玉支部	約8,000
令和5年9月1日	埼玉県内の労働者50名~99名の事業場 (大企業除く)	約1,500
令和5年4月~8月	産業保健総合支援センター主催の講習会で周知を実施	

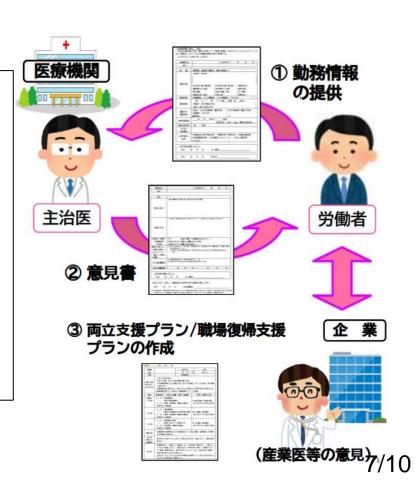
①事業場・産業医向けの取組み

産業医等に対する研修

学和15年6日14日	ダイバーシティ&インクルージョン時代の産業保健 活動〜治療と職業生活の両立支援を含めて〜	45名
令和5年12月10日予定	治療と仕事の両立支援一主治医意見書の作成一	60名予定

個別の両立支援の進め方

- ① 労働者から、主治医に対して、業務内容等を記載した書面を提供
- ② 主治医から、就業継続の可否や就業上の措置、 治療への配慮等について意見書を作成
- ③ 職場における両立支援の検討と実施 事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者本人と十分に話合った上で、就業継続の可否、 具体的な措置(作業転換等)や配慮(通院時間の確保等)の内容を決定・実施



②医療機関に対する取組み

1(独)労働者健康安全機構が連携する両立支援窓口設置の病院数

全国364病院神奈川県32病院千葉県14病院埼玉県2病院

両立支援相談窓口一覧(開設意向含む)

病院名	開設年月	開設日時
獨協医科大学埼玉医療センター	平成30年7月	随時
戸田中央総合病院	令和5年7月	随時
春日部市立医療センター	開設意向	未定
独立行政法人国立病院機構埼玉病院	開設意向	未定

※窓口設置病院には定期的に両立支援コーディネーターを派遣し、連携強化を図る。

がん拠点病院以外も窓口設置希望際の連絡先をHP等に記す。

上記以外の埼玉県内のがん拠点8病院に再度依頼

2 セミナー

- (1)令和4年9月27日 治療と仕事の両立支援一主治医意見書の作成一 防衛医科大学病院
- (2)令和4年11月29日 治療と仕事の両立支援セミナー両立支援の取組事例 オンラインセミナー -18-8/10

③両立支援コーデネーターの養成(労働者健康安全機構)

令和5年度両立支援コーディネーター基礎研修

令和4年度に引き続きオンライン形式で研修を開催いたします。(※計7回を予定しております。) 各回の開催日程及び募集期間は以下のとおりです。

応募多数の際は先着順ではなく抽選を行いますので、

受講を希望される回の募集期間内にご応募ください。

①開催回	②定員	③動画配信研修 受講期間	④WEBライブ講習 受講日	⑤募集期間	⑥結果通知
第4回 NEW!	800名 程度	10月19日(木) ~ 11月8日(水)	11月11日(土) 13:00~15:30 (予定)	9月11日(月)13時~	10825 (8)
第5回 NEW!	800名 程度	11月7日(火)~ 11月27日(月)	11月30日(木) 13:00~15:30 (予定)	9月25日(月)17時まで	10月2日(月)
第6回 NEW!	800名 程度	1月18日(木)~ 2月7日(水)	2月10日(土) 13:00~15:30 (予定)	12月6日(水)13時~	12月26日(火)
第7回 NEW!	750名 程度	1月30日(火)~ 2月19日(月)	2月22日(木) 13:00~15:30 (予定)	12月19日(火)17時まで	12/3200 (X)

講義名	時間数(分)
両立支援コーディネーターの必要性とその役割	45
基本的な医療に関する知識	60
産業保健に関する知識	60
労務管理に関する基本的知識	60
社会資源に関する知識	60
両立支援のためのコミュニケーション技術	45
がん経験者による当事者談話	40 -19-

【WEBライブ講習】

講義名	時間数(分)
両立支援コーディネートの実際	120

③両立支援コーデネーターの養成



両立支援事例検討会

1 目的

両立支援コーディネーターのための事例検討会は、両立支援コーデネーター基礎研修の修了者に対して、各地域の両立支援コーデネーターの能力向上、個々のスキルアップを目的とする。そのため、経験年数等を問わず参加できるようなグループワーク形式で実施する。

2 主催

産業保健総合支援センター

3 参加者

所轄の都道府県に勤務又は在住している基礎研修の修了者

両立支援コーディネーターのための事例検討会実施状況

年度	実施日	開催時間	テーマ等	開催方法	労災病院との連携・講師
令和5年度	令和6年1月26日(金)予定	14:00~ 16:00	事例検討会·交流会	実地	東京労災病院治療就労両立支援センターMSW・講師
"	令和5年8月30日(火)	14:00~ 16:00	事例検討会	Zoom Meeting	東京労災病院治療就労両立支援セン ターMSW・講師
令和4年度	令和5年2月7日(火)	14:00~ 16:00	事例検討会·交流会	//	両立支援促進員·講師
令和3年度	令和4年2月19日(土)	14:00~ 16:00	事例検討会 - 20 -	//	両立支援促進員·講師

両立支援推進チーム特設ページ (最新版)

両立支援相談窓口のご案内

治療と仕事の両立支援を推進するため、県内のがん診療連携拠点病院等に、埼玉産業保健総合支援センターの両立支援コーディネーター(両立支援促進員、保健師等)を派遣する相談窓口の開設を進めています。https://www.johas.go.jp/ryoritsumodel/tabid/1015/Default.aspx

病院名	電話番号
獨協医科大学埼玉医療センター 越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111
戸田中央病院	040,440,1111
戸田市本町 1-19-3	048-442-1111

[※]窓口の開設を希望する医療機関の方は、埼玉産業保健総合支援センターまでご連絡をお願いします。

全国の両立支援相談窓口開設病院

https://www.ryoritsushien.johas.go.jp/map.html

埼玉県地域両立支援推進チーム (埼玉労働局)

https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-

roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/chiryou_syokugyou_ryouritu.html

埼玉県内の実情に応じた両立支援を効果的に進めるため、使用者団体や労働者団体のほか、医療機関、 県の関係部局等の様々な両立支援の関係者が参集し、チームを設置したものです。

埼玉県地域両立支援推進チームリーフレット(埼玉労働局)

https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/hourei seido tetsuzuki/anzen eisei/ryoritu-sien-team.html

治療と仕事の両立支援について(埼玉労働局)

https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-

roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/chiryou_syokugyou_ryouritu.html

相談支援機関(埼玉県地域両立支援推進チーム)

相談窓口名称	担当者所属	電話番号
埼玉労働局総合労働相談コーナー		
https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-	埼玉労働局雇用•環	048-600-
roudoukyoku/roudoukyoku/kanren_shisetsu/soudan.html	境均等室	6262

仕事と生活の両立支援相談窓口	埼玉県産業労働部	048-830-
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0815/rodo/seikatsu-ryouritsu/index.html	多様な働き方推進	
	課	4515
がんワンストップ相談	林工俱归牌原康如	040, 000
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/gantaisaku/gantiryoutosigotonoryouritusien.htm	│ 埼玉県保健医療部 │ │	048-830-
	「疾病対策課 「	3651
	埼玉県立がんセンタ	040 700
がん相談支援センター	一患者サポートセン	048-722-
	ター	1111
埼玉産業保健総合支援センター相談窓口	埼玉産業保健総合	040 000
https://www.saitamas.johas.go.jp/consultation/consultation05.html		048-829-
	支援センター 	2661
埼玉県社会保険労務士会総合労働相談所・		
年金相談センター	埼玉県社会保険労	048-826-
https://www.saitamakai.or.jp/soudan/sogo.html	務士会	4860
埼玉県若年性認知症サポートセンター	埼玉県・さいたま市	048-814-
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/ninchisyosesaku/jakunen.html	若年性認知症	
	サポートセンター	1212
日本産業カウンセラー協会北関東支部	日本産業カウンセラ	048-823-
www.jica-kitakantou.org		
	一協会北関東支部	7801
両立支援キャリアカウンセリング		00 0001
https://www.jica-kitakantou.org	日本キャリア開発協	03-6661-
	会	6221

両立支援コーディネーター研修(労働者健康安全機構)

https://www.johas.go.jp/ryoritsumodel/tabid/2126/Default.aspx

■ 若年性認知症とは

18歳から64歳までに発症した認知症疾患(アル ツハイマー病、脳血管型、前頭側頭型、レビー小体 型など)を総称して言います。

該当年齢人口における、人口10万人当たりの若 年性認知症有病率は50.9人。埼玉県で換算すると 2,200人が発症していると推定されます。平均診 断年齢は51歳とされ、社会的役割や家庭での役 割が大きい世代であるため、病気への対応だけで 無く経済的問題などが発生します。

また、発症により退職を余儀なくされる場合も 多く、ご本人の社会的居場所が無くなってしまい ます。ご本人の社会参加の場を探すことが問題視 されています。

■ 相談した方の声

もしかしたら…と不安でしたが、相談して医療機関を 紹介してもらい、診断後も地域の相談先につないでも らいました。

本人の居場所がありませんでした。コーディネーター に相談し、認知症カフェの「リンカフェ」に参加させても らい仲間ができ、すっかり明るくなりました。

夫が診断を受け誰にも相談できず不安でたまりませ んでした。コーディネーターに相談して病気の事、夫 の生活、家計の事…これから先が少し見えてきまし た。これからも支えて下さい!

就労中の診断だったので、どの様に会社と対応したら いいのかと不安でしたが、コーディネーターが会社との 面談に同行してくれ、私も配偶者も心強かったです。

電話やメール、来所や訪問 による相談に応じます。



9:00~16:00

地図

E-mail

年末年始・祝日除く

T330-0061

さいたま市浦和区常盤3-12-17 日建プリムローズ常盤第3-1F

電 話: 048-814-1212 FAX: 048-814-1211

E-mail: jakunen2017@sage.ocn.ne.ip



JR北浦和駅西口から徒歩約6分です



若年性認知症サポートセンターの設置等事業 は、埼玉県・さいたま市の委託を受けて公益 社団法人「認知症の人と家族の会」埼玉県支 部が行っています23-

埼玉県・さいたま市

若年性認知症 サポートセンタ



さいたま市PRキャラクター つなが竜ヌゥ



埼玉県マスコット コバトン

若年性認知症と診断されたら もしかしたら…と思ったら

埼玉県・さいたま市 若年性認知症サポートセンター にご相談ください

若年性認知症サポートセンターでは

看護師、社会福祉士、介護支援専門員などの専門の資格と経験を有した若年性認知症支援コーディネーターがご相談に応じます。まずは、お電話またはメールにてお気軽にご相談ください。

本人·家族

- 若年性認知症と診断を受けたが、今後どうしたらよいのか分からない
- 自分は認知症ではないかと不安に思っている
- どのような医療機関を受診したらよいのか?
- 今の会社で働き続けたいがどうしたらよいのか?
- 相談先が分からない

医療·福祉関係者

- 若年性認知症の方の支援方法が分からない、経験がない
- 地域で利用できるサービス(社会資源)の情報が 見つからない
- 若年性認知症と診断した本人や家族に対して生活や支援制度など相談にのってほしい

職場·企業

- 忘れることが多く、仕事上ミスが目立っている
- 動物忘れ外来の受診を勧めているが、本人が拒否している
- ◆ 社員が若年性認知症の診断を受けたが、どう支援したらよいか分からない

若年性認知症支援コーディネーターは こんな活動もしています

本人や家族の不安に対応



家族の介護負担·不安や社会保障の情報 提供について相談をお受けします。本人· 家族の不安な気持ちに寄り添い、一緒に 考え症状や行動に対して助言します。 家族交流会「たんぽぽ」なども開催して います。同じ境遇の家族同士で話すこと により情報の共有だけでなく気持ちの共 有も可能です。

医療・福祉関係者との 連携について



必要に応じ受診同行等をしながら、主治医とも連携を図り支援します。

担当の地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などと連携を取り、必要なサービスにつなげていきます。

就労支援



就労が継続できるよう、会社との面談に 同席したり、社員向けに認知症に関する 研修を実施します。

再就職に向けて、相談機関の紹介や相談に同席します。

社会参加に関する支援



若年性認知症の方の本人カフェ「リンカフェ」を週1回、当サポートセンターで開催しています。事前の申し込みが必要ですのでまずはお電話ください。

若年性認知用の方の社会参加の場の創出に関して相談に応じています。

"認知症"ではないかと心配している方が いらした時は…

職場に認知症ではないかと心配している方がいらっしゃったら、企業などの産業医に相談してください。また、認知症の診断に当たっては、認知症疾患医療センターなどの専門医療機関を受診するよう勧めてください。

埼玉県では若年性認知症の相談・支援窓口を設置していますので、まずは御連絡ください。



○埼玉県若年性認知症サポートセンター

※ 若年性認知症支援コーディネーターが 相談対応と支援を行います。

電話 048 - 814 - 1212

FAX 048 - 814 - 1211

月~金(年末年始・祝日除く)

9:00~16:00

公益社団法人認知症の人と家族の会埼玉県支部

○若年性認知症コールセンター(全国)

電話 0800 - 100 - 2707

月~土 (年末年始・祝日除く)

10:00~15:00

https://y-ninchisyotel.net/

社会福祉法人仁至会

認知症介護研究・研修大府センター

地域包括支援センター

認知症の身近な相談窓口には、各市町村に設置されている地域包括支援センターがあります。

地域包括支援センターの一覧については、以下の県ホームページをご覧ください。

URL: https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/houkatsu.html

認知症疾患医療センター

認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるための支援の一つとして、都道府県や政令指定都市が指定する病院に設置されています。 主な業務は次のとおりです。

- (1) 専門医療相談 (電話・面談)
- (2) 鑑別診断とそれに基づく初期対応
- (3) 身体合併症、行動・心理症状への急性期対応 受診には予約が必要ですので、あらかじめお問い合わせください。

認知症疾患医療センターに指定されている医療機関

- ○埼玉精神神経センター 電話 048 857 681 7 (〒338 - 8577 さいたま市中央区本町東6-11-1)
- ○つむぎ診療所 電話 0494 22 9366 (〒368 - 0056 秩父市寺尾1404)
- ○武里病院電話 0120 8343 56(〒344 0036 春日部市下大増新田9-3)
- ○西熊谷病院 電話 048 599 0930 (〒360 - 0816 熊谷市石原572)
- ○丸木記念福祉メディカルセンター

電話 049 - 276 - 1486

(〒350-0495 入間郡毛呂山町毛呂本郷38)

- ○戸田病院 電話 048-433-0090 (〒335-0026 戸田市新曽南3-4-25)
- ○埼玉県済生会鴻巣病院 電話 048 501 7191(〒365 0073 鴻巣市八幡田849)
- ○菅野病院 電話 048 464 6655 (〒351 - 0114 和光市本町28-3)
- ○あさひ病院電話 04 2957 1202(〒350 1317 狭山市水野 5 9 2)
- ○久喜すずのき病院 電話 0480 23 3300(〒346 0024 久喜市北青柳 1 3 6 6 − 1)

このリーフレットについてのお問合せは、

埼玉県福祉部地域包括ケア課

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 0 4 8 (8 3 0) 3 2 5 1 FAX 0 4 8 (8 3 0) 4 7 8 1



介護マーク 外出先でこのマークを見たら 暖かく見守ってください。 仕事上のトラブルも、 もしかしたら

"若年性認知症"

が原因かもしれません



埼玉県のマスコット コバトン・さいたまっち

令和5年3月 埼玉県福祉部地域包括ケア課



"認知症"は高齢者だけの病気ではありません

認知症は、65歳未満の方にも発症するのをご存知です か? これを「若年性認知症」と言います。

若年性認知症を発症する平均の年齢は概ね54歳*と推定さ れています。ちょうど組織の中核として、一家の働き手として 重要な時期に当たります。しかし、認知症が原因の仕事上のト ラブルやうつ状態を、ストレスや年齢のためと感じて見過ごし たり、他の病気と勘違いしてしまうこともあります。

もしかしたら、仕事上のトラブルの中には、認知症が原 因のものもあるかもしれません。そして、本人も周囲も悩 んでいるかもしれません。

※日本医療研究開発機構認知症研究開発事業による「若年性認知症の有病 率・生活実態把握と多元的データ共有システムの開発| (令和2年3月)

大切な早期発見・早期治療、就労継続

◎ 早期発見・早期治療

多くの場合は、認知症を治すことは困難です。しかし、早期 に治療を開始することにより、病気の進行を遅らせたり、症 状を改善したりすることができることもあります。

また、早期に診断を受けることで、本人や家族は今後の人 生設計を考えることができたり、様々なサービスを早い段階 から受けたりすることができます。

◎ 就労継続

就労継続に当たっては、企業が配置換え等の合理的配慮 を提供し、働く環境を整えることが重要となります。

埼玉障害者職業センターでは、企業が行う環境調整や職 務設定等に対する助言、ジョブコーチによる専門的支援な ど、企業に対する支援を行っています。

就労に関する支援機関

- 埼玉障害者職業センター
- https://www.jeed.or.jp/location/chiiki/saitama/
- 埼玉県内の障害者就業・生活支援センター
- https://www.pref.saitama.lg.jp/a0809/syougai map/syougai2020 03.html
- 埼玉ハローワーク

https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-hellowork/

早期発見のために~認知症のチェックリスト~

認知症の発症初期の症状は、原因となる病気により異なり 個人差もありますが、次のチェックリストにある兆候が見ら れることが多いです。

これらの項目に当てはまる場合でも、必ずしも認知症とい うわけではありません。

気になる点がある方には、企業などの産業医に相談をした り、専門の医療機関を受診するよう勧めていただければ、認 知症の早期発見につながります。

認知症のチェックリスト

- 同じことを何度も質問するようになった。
- 少し前の確認事項や約束を忘れることが多くなった。
- 電話で上手く対応しているが、電話を終えると内容を忘れて しまっている。
- 大事なものを忘れたり、失くしたりすることが多くなった。
- 知っているはずの人の顔や名前を間違えるようになった。
- 約束の場所を間違えたり迷ったりするようになった。
- 何度も時計を確認しているが、約束の時間を間違えることが ある。
- 指示されたことや書類の内容が理解できないことが多くな つた。
- メモを取っているが、メモを見ても内容を思い出せないこと がある。
- 10 使い慣れている機器の操作に戸惑うようになった。
- 会議や打合せで話についていけないことがある。
- 12 仕事の段取りが悪くなった。
- 13 仕事の効率が悪くなり残業が増えた。
- 14 作業に手間取り、ミスが目立つようになった。
- 15 簡単な言葉が思い出せなくて"あれ"、"それ"と言うことが 多くなった。
- 16 その場にそぐわない言動をして、周囲の人が驚くことがある。
- ※ このチェックリストは、埼玉県若年性認知症支援コーディネー ターが監修して作成しました26-

認知症を引き起こす主な病気

認知症は様々な病気によって引き起こされます。 その主なものと 初期の症状は次のとおりです。

病気により治療方法は異なるため専門医の確定診断が重要です。

アルツハイマー型認知症

脳の中にBアミロイドというたんぱく質が蓄積することで脳の細胞 が死んでしまうことにより発症します。新しいことを覚えることが難 しくなります。

脳血管性認知症

脳梗塞や脳出血などの脳血管障害で起こる認知症です。初期から歩 行障害などの身体的機能の障害を伴うことが多いのが特徴です。

レビー小体型認知症

脳の中にレビー小体というたんぱく質が蓄積することにより発症 します。記憶障害のほか、幻視やうつを伴うことが多いのが特徴で す。また、手足の震えなどのパーキンソン病のような症状が見られる こともあります。

前頭側頭型認知症(ピック病など)

脳の前頭葉と側頭葉が委縮することにより発症します。性格が変 わったようになり、同じ行動を繰り返したり、抑制のきかない行動が みられることもあります。

認知症を知るために~認知症サポーター養成講座~

認知症の早期発見のためには、多くの人に認知症について知って いただくことが必要です。そのために、職場やお住まいの地域で「認 知症サポーター養成講座」を開催してみてはいかがでしょうか。

認知症サポーター養成講座は、認知症の人と家族が住み慣れた地

域で安心して生活できるよう地域で見守る 応援者を養成するものです。 60分~90分 間の講座で認知症の基礎知識や支援方法等 について学ぶことができ、社会貢献の一環と して多くの企業や団体がこの講座を開催し ています。

詳しくは、埼玉県ホームページ「認知症サ 受講者にお渡しする ポーター養成講座について」をご覧ください。



認知症サポーター養成講座 「認知症サポーター証」

URL: https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/kvaravan/ supporterindex.html

埼玉県疾病対策課の取組

●がんワンストップ相談の実施

がん患者の就労支援のため、看護師・医療ソーシャルワーカー・両立支援 促進員による相談事業を月2回夜間に実施しています。

令和5年7月から、対面による相談を再開し、対面・電話・オンラインでの相談を受け付けております。

事業実施にあたっては、県内企業への事業周知や市町村広報での周知を実施するほか、令和5年8月には埼玉高速鉄道の駅構内でのポスター掲出を行いました。

【実績】月2回年24回相談会を実施、R4 32件、R5 15件(8月末時点)の相談を受付。

●がん検診受診促進宣言登録制度

各職場でのがん検診の受診や、従業員の治療と仕事の両立支援を進めていただくことを目的とする登録制度を令和2年度より実施しております。

県ホームページから申請いただいた事業者へは宣言書を送付し、事業所内 での掲出をお願いしているほか、メールマガジンによりがんに関する情報発 信や、県で実施するセミナーのご案内などを行っています。

-27-

このほか、がん治療と仕事の両立支援に関する事業者向け パンフレットも作成し、県ホームページにて掲載しております。

【実績】令和5年8月末時点で216の事業所が宣言している。



職場を支える大切な人財を守るために

勧めませんか?がん検診





埼玉県地域両立支援推進チームの取組に関する計画

令和4年12月27日制定

1 これまでの取組、現状及び課題

埼玉県地域両立支援推進チーム(以下「推進チーム」という。)は、平成29年9月19日に発足して以来、周知啓発用リーフレット及びポスターの作成・配布、セミナーの開催等の取組を行ってきたところである。

しかしながら、最近の各種調査結果から、治療と仕事の両立支援(以下「両立支援」という。)の状況を見ると、病気休暇制度のある企業(常用雇用者30人以上民営企業)の割合がわずかな増加にとどまっている。また、がんの治療や検査のために通院する必要がある場合、働き続けられる環境だと思う人の割合が37.1%(令和元年)と依然として半数にも満たない状況である(内閣府「がん対策・たばこ対策に関する世論調査」)。このように、両立支援の取組状況は未だ十分でなく、推進チームとして、なお一層積極的に両立支援の周知啓発に取り組む必要があることから、推進チームの取組について計画を定め、構成員の連携の下、具体的な取組を推進することとする。

2 計画期間

推進チームの取組計画は、令和4年度から令和8年度までの5か年とする。

3 目標

- (1) 県内に広く両立支援の機運の醸成を図る。
- (2) 両立支援を必要とする労働者の働きやすい環境整備を推進するため、「事業場に おける治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」(以下「両立ガイドライン」 という。)の取組について、県内企業への浸透を図る。
- (3) 各相談支援機関において両立支援に係る相談があった場合に、他の相談支援機関 との連携が円滑にできるよう、連携スキームを確立し、運用を図る。

4 具体的な取組事項

下記(1)ないし(4)の取組を(5)の実施体制を構築し、別紙工程表に沿って取り組む。

(1) 各種支援施策の周知媒体の作成・連携体制の構築

各種支援を受ける労働者(患者)及び事業者の利便性向上を図るため、次の取組を 行う。

- ① 推進チームの各構成員が実施する各種支援施策をとりまとめた「治療と仕事の両立支援のための相談窓口」のリーフレット・ポスターを随時更新する。
- ② 推進チームの取組の発信力を強化するため、情報の一元化を図り、埼玉産業保健総合支援センターのホームページ内に両立支援推進チームの特設ページを作成する。構成員は同特設ページのリンクを設定する。
- ③ 相談を受けた構成員が相談内容を踏まえて、他の相談支援機関に適切につなぐことができるよう相談窓口の担当者連絡先一覧を整備するなど、相談者の利便性向上につながる相談支援機関の連携策を検討し、相談支援機関間の連携を強化する。
- (2) 好事例の収集

好事例の収集を行い、県内企業の両立支援の取組の推進を図るため、次の取組を行う。

- ①構成員が支援に携わった企業・団体の中で好事例があれば、当事者の了承を得た上で構成員に共有する。
- ②原則、報告した構成員が取材の内諾を得て、取材日程等の調整を行う。
- ③構成員に対し参加希望者を募り、訪問取材を行う。
- ④事務局のとりまとめで好事例集(※1)を作成する。
- ⑤「治療と仕事の両立支援ナビ」ポータルサイトへの掲載依頼を行うとともに、上記 (1)の各種支援施策の一つとして発信する。
- ※1 両立支援ナビに掲載する事例と同等の内容を想定
- (3) セミナー・イベントの開催

県内企業に対し、両立支援の取組を浸透させるため、次の取組を行う。

- ①各構成員が開催する両立支援を主題としない既存セミナー・イベント(※2)を活用しリーフレットを配布する等により周知する。
- ②各構成員が開催する両立支援を主題とする既存セミナー・イベント(※3)について、推進チームの取組を強力に発信するため、推進チーム主催又は共催としてのセミナー・イベントの開催を検討する。
- ③上記の各種セミナー・イベントを通じ、労働者(患者)向けの各種支援施策に加え、 事業者向けの両立ガイドライン、病気休暇制度の普及、上記(2)で作成する好事 例の周知を図る。
 - ※2 両立支援を主題としない既存セミナー・イベントの例
 - ・健康経営セミナー(健康経営埼玉推進協議会主催)
 - ・産業保健セミナー(埼玉産業保健総合支援センター主催)
 - ・埼玉県SAFE協議会(埼玉労働局主催)
 - · 産業安全衛生大会(埼玉労働災害防止関係団体等連絡協議会主催)
 - ·安全衛生大会(各事業者団体主催)
 - ・埼玉県労働セミナー(埼玉県多様な働き方推進課主催)
 - · 産業医研修会(一般社団法人埼玉県医師会主催)
 - ・中小企業支援セミナー(埼玉県社会保険労務士会主催)
 - ·会員向け業務研修会(埼玉県社会保険労務士会主催)
 - ※3 両立支援を主題とする既存セミナー・イベントの例
 - ・治療と仕事の両立支援セミナー(埼玉産業保健総合支援センター主催)
 - ・治療と仕事の両立支援セミナー(埼玉県社会保険労務士会主催)
- (4) 健康経営施策との連携

事業者が行う両立支援の取組は、労働者の健康管理全般の取組の一つとして取り組まれるものであることから、労働者の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する「健康経営」との連携を推進するため、次の取組を行う。

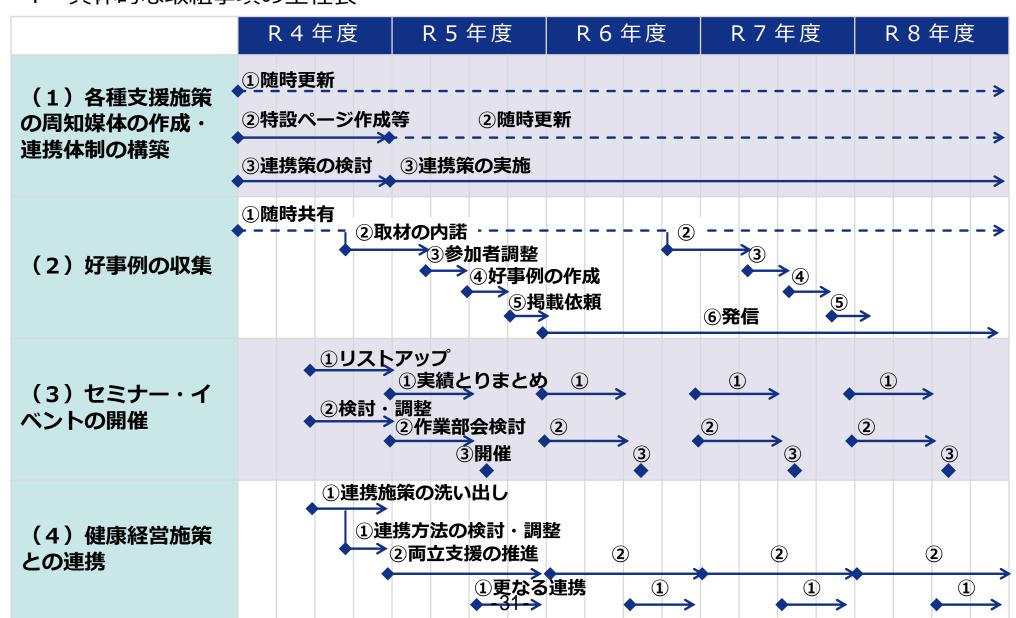
- ①埼玉県内の各種健康経営認定制度と両立支援の連携など、埼玉県内の各種健康経営 施策との連携を検討する。
- ②健康経営施策と連携することにより、健康経営の推進と合わせて両立支援の推進を 図る。
- (5) 実施体制

上記(1)ないし(4)の取組を推進するため、次のとおり実施体制を構築する。

- ①上記(1)は、各種支援施策を行う構成員
- ②上記(2)は、好事例として推薦した構成員を中心に、必要に応じ作業部会を設置 (設置を行う際には、構成員あて作業部会設置の連絡を行うこととする)
- ③上記(3)は、セミナー・イベントを開催する構成員を中心とする作業部会を設置
- ④上記(4)は、主に埼玉産業保健総合支援センター、埼玉労働局及び埼玉県が実施

埼玉県地域両立支援推進チームの取組に関する計画

4 具体的な取組事項の工程表



制定 平成 29 年 9 月 19 日 改正 令和 4 年 11 月 25 日

埼玉県地域両立支援推進チーム規約

1 目的

地域の実情に応じた治療と仕事の両立支援のため、地域の関係機関及び関係者によるネットワークを構築し、連携した取組を行うことによって両立支援の促進を図ることを目的とする。

2 名称

名称は「埼玉県地域両立支援推進チーム」とする。

3 構成

構成員は、別添「埼玉県地域両立支援推進チーム構成員名簿」に記載のものとする。 なお、構成員は、埼玉県地域両立支援推進チームおよび関係機関の意見等を踏まえ、 変更することができる。

4 会議の開催

令和8年までの間、原則として毎年1回開催する。

5 実施内容

治療と仕事の両立支援を効果的に実施するため、下記の取組を行う。

- (1) 両立支援に係る参集者の属する各機関における取組の実施状況の共有
- (2) 各機関の取組に係る連携(相互の周知協力等)
- (3) 相談窓口の支援連携に係る各機関の役割分担及び連絡先の共有および周知
- (4) 地域における両立支援コーディネーターの周知・活動の支援
- (5) 埼玉地域における企業向け及び患者(労働者)向けパンフレットの作成
- (6) 両立支援ガイドライン・病気休暇制度や地域版パンフレットを活用した両立支援 の周知・啓発
- (7) 埼玉県産業保健総合支援センターのホームページを活用した両立支援の周知
- (8) その他、必要に応じ埼玉県内独自の周知・啓発のための事業の実施、イベントの 企画・開催
- 6 事務局は、埼玉労働局労働基準部健康安全課に置き、運営に係る連絡調整等必要な事務 を行う。

7 その他

本規約は、令和4年11月25日から施行する。

別添

埼玉県地域両立支援推進チーム構成員

令和5年7月31日時点

(労使機関)

平尾 幹雄 健一

日本労働組合総連合会埼玉県連合会 事務局長

一般社団法人埼玉県経営者協会 専務理事·事務局長

(医療機関)

法子

寺師

別南

公益社団法人埼玉県医療社会事業協会

地方独立行政法人埼玉県立病院機構埼玉県立がんセンター

患者サポートセンター 医療ソーシャルワーカー主任

一般社団法人埼玉県医師会 常任理事(学術、産業保健担当) 地方独立行政法人埼玉県立病院機構埼玉県立がんセンター

副病院長・患者サポートセンター長

(外部支援機関)

和子

よしき良樹

武

博 寧 かず、

こんどう 近藤 明美 浩司 松永

たきた滝田 みやざわ宮澤 まされる

田所 ゆかり

一般社団法人日本産業カウンセラー協会 副会長

一般社団法人日本産業カウンセラー協会北関東支部 支部長

埼玉県若年性認知症サポートセンター

若年性認知症支援コーディネーター

埼玉県社会保険労務士会 特定社会保険労務士

埼玉産業保健総合支援センター 副所長

埼玉産業保健総合支援センター 両立支援担当専門職

埼玉産業保健総合支援センター 産業保健専門職(保健師)

特定非営利活動法人日本キャリア開発協会 キャリアコンサルタント

(行政機関)

おおいし大石 が彩可 深野 成昭

まき う 真由

stelt てっじ 宮下 哲治 よりはいます。 あかし

がうじ裕司 北代 昌已

埼玉県保健医療部疾病対策課 主事(がん対策担当)

埼玉県産業労働部多様な働き方推進課 課長

埼玉県産業労働部多様な働き方推進課 主幹 (働き方・テレワーク推進担当)

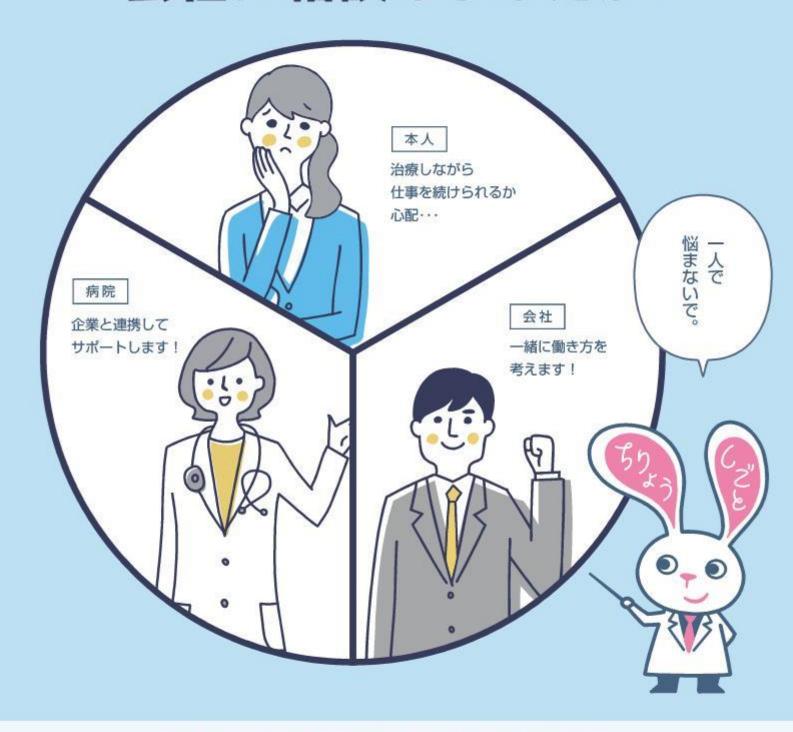
埼玉県産業労働部多様な働き方推進課 主任 (働き方・テレワーク推進担当)

埼玉県福祉部地域包括ケア課 課長

埼玉県福祉部地域包括ケア課 主幹(認知症虐待防止担当) 埼玉県福祉部地域包括ケア課 主任(認知症虐待防止担当)

埼玉労働局労働基準部 部長

治療のこと、 会社に相談しましたか?



治療しながら働くことを応援する

治療と性事の両立支援



治療と仕事の両立支援ナビ ポータルサイト https://chiryoutoshigoto.n35w.go.jp/







埼玉県地域両立支援推進チームは、 治療と仕事の両立を考える患者(労働者)をサポートします!

治療を続けながら 働きたい

症状・副作用 が心配 患者



治療費が気になる

相談内容に応じた 相談先があるよ。



埼玉県 がんワンストップ相談

就労中・休業中のがん患者 の方の悩みに関する相談





埼玉県立がんセンター患者 サポートセンター

がんの治療、自宅での生活、 仕事など、あらゆることへ の相談 ▼申込みはこちら▼





埼玉県若年性認知症 サポートセンター

若年性認知症のご家族ご本 人からの社会保障・医療・ 就労支援等に関する相談

電話・面談形式等で の相談





埼玉産業保健 総合支援センター

治療と仕事の両立支援

事業場を訪問し、両立支援制度導入を サポートします。

▼申込みはこちら▼

個別訪問支援 電話・対面・ 個別調整支援 メールでの相談

Ŀż





埼玉労働局 総合労働相談コーナー

<u>職場でのトラブル・労働に</u> 関する相談

電話相談・来所相談 ▼詳細はこちら▼





埼玉県

仕事と生活の両立支援相談窓口

<u>仕事と生活(介護・子育て・病気治</u>療)の両立に関する相談

電話・HPからの相談 ▼詳細はこちら▼ 企業へのアドバイザー派遣 ■ 電影響 ■







埼玉県社会保険労務士会 総合労働相談所・年<mark>金相談センタ</mark>ー

事業主や労働者が抱えるトラブ ルや悩みに関する相談

面談形式での相談 ▼申込みはこちら▼





日本産業がソセラー協会 北関東支部

<u>職場でのこと、キャリアで</u> のこと、自分のこと

面談形式での相談



※有料です

▼詳細はこちら▼

日本キャリア開発協会 両立支援キャリアカウンセリング

病気なった後の仕事のこと、 生活のこと等に関する相談

▼申込みはこちら▼

電話・面談形式の相談







埼玉県地域両立支援推進チーム

治療 両立ナビ







埼玉労働局 埼玉県 埼玉県医師会 埼玉県経営者協会 種合埼玉 埼玉県社会保険労務士会 埼玉県立がんセンター 埼玉県医療社会事業協会 埼玉産業保健総合支援センター 日本産業カウンセラー協会北関東支部 日本キャリア開発協会